景気回復と不良債権

合理性ない 不良債権早期処理

先の緊急経済対策は、景気回復を遅らせている原因として、「㋑金融機関が不良債権を抱えつづけることは、それに伴う収益性の低下や追加処理リスクにより、豊富な家計貯蓄を企業部門に仲介する機能を低下させるという問題がある。また、企業の過剰債務の存在は、収益が改善しても、前向きの投資に向かうのではなく、債務の返済に当てられることになる。このようなバランスシート調整が遅れることは、経済成長にとって大きな重しである」と、二つの問題を提起し、「この問題を速やかに解決することなしには、景気回復に向けた力強い歩みを期待することは出来ない」としている。

このうち、㋑については、過剰債務やバランスシート調整そのものが投資を抑制しているものではないことを前項でお示しした。

㋺については、説明不足で大変わかりにくい。金融機関の資金仲介機能を低下させるとしているが、少なくとも現状ではそうなっていない。現在、資金供給は資金需要を大きく上回っており、資金供給が不足するために企業が投資を実現できないと言う現実はどこにも存在していない。少なくとも企業サイドからその様な不満を聞くことは皆無である。若しそう感じている企業があるとしたら、それはその企業の信用力の問題であろう。

「追加処理リスク」とあるので、おそらく不良債権（以下、破綻懸念先に対する貸付金を言う）を抱えていると、その中から企業倒産が出た時に保全が無い部分に対する引当率が七〇％では三〇％の不足が生じるから、その都度利益を取られ収益を低下させ、利益で足りずに自己資本を毀損する可能性もあり、そうなれば貸出しにも影響するということを懸念しているのであろう。

（このほかに考えられるとしたら、新手不良債権が毎年発生していること、不動産価格の下落で毎年担保価値が下がっていることが念頭に在るのかもしれない。しかし担保価額の低下は金額的にもともと大した問題ではないし、不良債権の新規発生は不況の結果であり、不況の原因ではありえない）。

確かにそれは銀行にとって大きな負担となっている。しかしそれは各行の現実の倒産確率（実際には引当率よりも相当低いと思われる）で生じている危険なことである。しかしこれはどんなことをしても絶対に避けることの出来ない負担なのである。目隠りだから一挙に処理（直接償却）をして不良債権そのものをバランスから消してしまえということになれば、この危険なことが一〇〇％の確率で生じると言うことであり、銀行にとっては全く無意味な三〇％の負担増になる。そしてそんな財源はどこにも無い。

何よりも大きな問題は、企業が生き延びられる確率を奪われることにあろう。一挙に処理と言うことになれば、二次損の危険を回避するために清算にもって行かれる企業が多くなり、関連取引者の連鎖倒産を招く危険性が高い。

更に、これは新たに毎年発生する不良債権に対して何の解決にもならないのである。決してこれが緊急経済対策の第一の柱などにはなりえない。ひしろこれが悪い形で実施された時には連鎖倒産、大量の失業の発生、担保不動産の集中競売による地価の暴落などをもたらし、不況対策どころか更なる不況の深刻化をもたらす恐れが強いと言わざるを得ない。

以上のことはしかし、銀行が不良債権の処理に全く消極的であるということを意味しているわけではない。

銀行も不良債権を何時までもその様な形でかかえていることを望んではいない。殊に、不良債権先への貸し増しは引当金を引き当てたうえで行わなければならず、若しもそれが倒産でもすると責任の責任追及を受ける危険さえあるのであるからかなり難しいことである。いきおい、元利棚上げと言う状態になってしまうものが多くなる。

その様な状態は双方にとって好ましいことではなく、本体事業がしっかりしており債権放棄などで支援をすれば立ち直れるものは早く再建させ、本体事業自体が見通しが立たず、殆ど再建は不可能と思われるものに付いてはお互いに見切りをつけて清算するのが本来の在り方である。

一方、この長期不況が終わり景気が回復しさえすれば売上が期待でき採算が復活する可能性がいくらかでも残っている企業に付いては、銀行として頭を食いしばってでも支援をして行きたい。銀行は皆このような方針で臨んでいると思うのであるが、実際には次のような問題で進まないことが多い。

一つは、支援の場合の寄付金課税の問題である。支援が寄付に当たり、これも支援の対象となるのではとても財源が足りない。是非とも工夫をしていただきたい。

もう一つは、法的清算手続きに時間がかかりすぎることである。七年たってもまだ片づかないケースもある。これもぜひ改善していただきたい。

なお、緊急経済対策に明示はされていないが、「効率の悪い企業は早く別の仕事をしたほうが良い、そのほうが結局結果が良いのだから、ぐずぐずせずに二、三年でけりをつけたほうが良い、それが構造改革というものだ」という考え方があるのかもしれない。しかしこれは誤りである。

不良債権を処理して無理なく働く場所を取り上げても、今この人たちが就職できるところが他のどこにあるだろうか。どこを向いてもリストラばかりである。求人をしている企業も皆無ではないであろうが、求められる技術を持っていないことが多いだろう。それになんといっても三百万人の失業者が既にいるのである。言うは易いが現実は厳しい。失業こそ最大に非効率である。景気が回復し求人も多くなれば不良債権問題は自然に解決して行くだろう。ただ、新しい仕事について学習を希望する人があれば、これを積極的に支援し必要な財政支出をしていかなければならない。これは産業政策或いは労働政策であり、不良債権の処理とは別の次元の問題である。

改めて言うまでも無く、わが国にはバブル崩壊の傷と長期不況の傷と言う巨額の損失があり、いずれも政策と深いかかわりを持っている。出来てしまったこの損失を、債務者本人と債権者としての銀行が双方の新たな利益で営々と埋めているのであるから、時間がかかるのが当然である。

不況の長期化で人心がいらつくことはわかるが、このような時こそ冷静な判断と行動が求められると言えよう。これ以上時を失うことは、なんとしても避けなければならない。

行・財政改革

既得権益との困難な闘い必要

バブル崩壊後の有効需要の絶対的不足が4の長期不況・大量の失業の原因であり、この有効需要の不足を補う必要から、マクロ政策として財政赤字（税収を上回る支出）が続けられ、その財源として公共債（国債、地方債など）が発行され、更にそれを補強するものとして財政投融資（財投）が動員された。

有効需要不足を補う方法としては、米英のように大胆な規制緩和「小さな政府」を財源とする減税のコンビネーションで、全く新たな民需を喚起する途もあったであろうが、わが国においてはそれと異なる途が選択され、長期にわたり継続され、十分な効果を得られないまま今日に至っているのである。失われた十年と言う言葉は、このことに使われなければならない。

加えて、このマクロ政策は、大きな副産物を生み出してしまった。経済・産業構造の歪みである。そして今、この歪みを直すために行財政改革が強く求められている。

まず、歪みの発生経過について説明をさせていただきたい。

マクロ財政赤字の財政支出の主体は、道路・港湾・ダム・住宅などの公共事業であった。これには財政法の「赤字公債の発行は禁止」ただし、公共事業費などの財源については国会議決金額の範囲内で公債を発行しても良い」とする、いわゆる建設国債容認思想（実際には毎年特例法で赤字国債を出していたが）や政治レベルの事々も影響を与えたであろう。

結果として、公共財需要が大きくなりすぎて労働力などの資源配分が公共財関連産業に偏りすぎ、将来性のある産業分野の開発に遅れをとる原因の一つとなった。例えば、コンピューター・ソフト技術の遅れ、IT関連産業の出遅れ、そのインフラ整備の遅れ等々、人材育成はアジア諸国に先行されている。

さらにマクロ政策の過信もある。ケインズは有効需要不足解消のためには、政府が公債を発行して、穴を掘ってそれを埋めると言うことを繰り返しても良いと言うが、国民所得計算上それも生産物と見なされるのであるから、マクロ政策により所得の減少は食い止められても、その所得で賄えるものが劣化している。

公共事業は勿論これとは違い有用のものであるが、度が過ぎて全く一部の人が利用するだけとなってしまう。財政支出は、財政法の古い定義の枠を超えて、今の経済社会が真に必要とするものの中から、各省横並びではなく、優先度の高い順に向けるのがそれを預かるものの責務である。

以上の話は地方公共団体にもそのまま当てはまる。いや、国の補助金をこなさなければ損だからと言うので、むしろ先に支出が決まっている。だから田畑の中の碁盤の目のアスファルト道路も、山間の壮大な橋も、誰も求めていない田舎の下水道もダムも無限にどんどん出来ていくのである。請負も関係業者が多いから談合も簡単に通る。もっとも、地方の自己負担も結局国の税金で賄かなわれるのだから、制御力は何も無い。そしてみんな立派な仕事をしたと思っているのである。

財政の補完として位置付けられながら、実は国・地方公共団体の財政以上に経済・産業構造に波乱的な影響を与えているのが、特殊法人と呼ばれる国・地方公共団体の周辺企業群である（民間で言えば、関連会社に当たろうか）。国レベルでは財政投融資（財投）と言う、国と特殊法人を束ねる大掛かりな機構もある。それらの呼び方も様々だ。例えば、各種の事業特別会計、郵貯、年金、簡保、公庫、公団、公社、特殊会社、営団、事業団、金庫、銀行、第三セクター等々、統一的な概念で束ねなくたっているわけでもなく、大変わかりにくい。その、わかりにくいこと自身が問題である。

理屈の上では、行政の仕事の一部を別法人化して遂行しているのであり、従って行政そのものと言うことになるのであろうか。そう言えるものもある。最初はそうであったが、社会・経済の変化で、行政の仕事とは言えなくなっているものもある。行政と民間事業の中間的なものもある。もともと民間活動そのものと言うものもある。小さな政府と言う理想から言えば、最初のもの以外はいらない、必ず民間企業がカバーする。

これらの事業体に共通している問題点の第一は、それらの事業の採算が最終的に税金（後年度の国民負担）で担保されているが故に、財の生産量とその価格が市場原理に基づいて決定されず、人為的に決定されると言うことである。それが故常に市場価格よりも安い価格で提供されるから、財・サービスの生産量が多くなりすぎることになる。

第二は、安すぎる価格が、類似の民間事業の採算を悪化させ、その活動を収縮させることである。民間活動の縮小であるが、効率が良くてそうなるのではなく、逆に効率が悪いのにそれを後年度の負担においてその消費者におまけをしているのである。

第三は、事業計画の決定が問題含みの行政よりも更に容易であることである。結局後年度の国民負担になるのに、事実上ノーチェックと言っても過言ではない。例えば、郵貯と言う財源が増加すれば公共事業も自然に増加する。

この分野のこのような放漫状態を正すことが、行・財政改革の最初の仕事であろう。さすがに財政投融資制度は、今年度から改定されたが、どんなに変えてみても事業体の採算を最終的に税金で担保している限り、以上に指摘した欠陥を消滅させることは出来ない。民間経済が効率性を保っているのは、個々の企業が採算の結果に責任をとっており、非効率なものは結局消滅するからである。

やはりこの事業体の分野は、財政基本法のような法律によって、国・地方を合わせて、厳格に規制されなければならないであろう。

その骨子は、事業体の事業範囲を行政事務の範囲に限定すること、準ずる事務を含めないこと、そしてその企業形態を公益法人として、その採算を厳格な国・国民の監視下に置くことではないだろうか。

行・財政改革は、経済・社会の効率性と既得権益との闘いであり、容易なことでないことは誰でも知っている。しかし私たちは、より良き明日を求めてこの困難な闘いに参加しなければならないと考えるものである。